

# 三商レポート

## 第四十話「3点セット」

(株) 三商 内藤 雄

「うちは大丈夫、もめることはない」と言い切れる人は少ない。相続争いや相続の調停申立件数は確実に増えている。相続人が複数いれば、「もめる」と考えたほうがいい。財産の多い少ないは関係ない。もめる原因はいろいろある。子供の頃からの不満のうっ積。平等意識のズレ。連れ合いからの横やり。子供の教育費や住宅ローンなど金のかかる年代。まとまった金が入る最後のチャンスなど。そこで、「もめないよう遺言を書きましょう」と不安をあおられる。

不備な遺言が、かえって火種になることもある。でも、やはり遺言はあった方がいい。亡くなった人の意思を伝えることができるから。「付言事項」があれば、いっそう思いが伝わり争いを防いでくれる。もし平等でない内容なら、「遺留分」への配慮があればなおいい。

しかし、現実には特定の相続人に多くあるいは全てを相続させる場合がある。たとえば、「本家を守るため」「家業を継がせるため」長男に全ての財産を継がせる時である。「全ての財産を長男に相続させる」遺言も法律的には有効である。しかし、他の相続人から「チョット待った」と「遺留分減殺請求」をされたら、戻さなければならない。法律は、他の相続人の権利も守っている。その結果、時として兄弟の絆が切れてしまうことや、本家や家業が守れなくなることもある。

そこで、これを防ぐ相続対策も必要になる。それができるのも、財産を残す人たとえばお父さんです。お父さんが元気なうちに自分の意思を子供達に伝え、長男以外の子供達に生前に「遺留分放棄」をしてもらえば、あとで遺留分減殺請求という争いにならない。生前の「相続放棄」は、たとえ書面にして実印を押させても無効となる。しかし、遺留分放棄は可能である。ただし、父親が力関係で放棄させることのないよう、家庭裁判所の許可が必要になる。裁判所はその放棄が①子供の自由意志か、②必要性や合理性があるか、③代償性（何か対価をもらっているか）を調べて判断する。たとえば、子の結婚に反対する親が「どうしても結婚するなら相続させん。遺留分を放棄しろ。」というケースでは、許可されない。しかし放棄する代わりに、まとまった財産を贈与すれば許

可される。このまとまった財産の贈与を可能にするのが「相続時精算課税制度」による贈与である。

65歳以上の親から20歳以上の子へ2,500万円まで贈与しても贈与税がかからない。超えた分には20%を払えばよい。あとで相続が開始した時に、相続税がかかるかどうか再計算する。制度本来の狙いは、高齢の親元にある資産を早く子の代に移転させ、消費経済を活性化することにあった。しかし、贈与税の負担の心配をすることなく、まとまった財産を贈与できることで相続争いを未然に防ぐことができるという思わぬ効用があった。親が死んでからもらう1,000万円より、今もらえる1,000万円のほうありがたい。親が活着しているうちに感謝もできるし親孝行もできる。親も自分が元気なうちに子供たちの喜ぶ顔を見ることができる。なにより、安心して相続を迎えることができる。

「もめることなく全ての財産を長男に相続させたい」という親の願いは、「相続時精算課税制度」「遺留分放棄」「公正証書遺言」の3点セットで可能となる。  
(2007. 10. 5)

=====

あなたの街の相続相談センター

## 「相続プラザ」オープン記念セミナー

テーマ：「相続相談の新しい流れ」

日時：平成19年10月16日（火）  
14：00～16：00（開場 13：30）  
会場：ルネこだいら（レセプションホール）  
西武新宿線小平駅南口 徒歩3分 駐車場なし  
参加費：無料（電話またはFAXでお申込ください）  
電話：042-467-2103 FAX：042-467-2157